2026年３月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2025年８月８日

上場会社名　　ENECHANGE株式会社　　上場取引所　東
コード番号　　4169　　ＵＲＬ　https://enechange.co.jp/
代表者　　（役職名）代表取締役CEO　　（氏名）丸岡　智也
問合せ先責任者　（役職名）執行役員CFO　　（氏名）篠原　雄一郎　　ＴＥＬ　03（6635）1021

配当支払開始予定日　　－
決算補足説明資料作成の有無：有
決算説明会開催の有無　　：有

（百万円未満切捨て）

１．2026年３月期第１四半期の連結業績（2025年４月１日～2025年６月30日）

（１）連結経営成績（累計）

（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		調整後EBITDA		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年３月期第１四半期	1,546	－	198	－	211	－	△197	－	△169	－
2025年３月期第１四半期	1,356	27.4	△748	－	－	－	△134	－	△371	－

（注）１．包括利益　　2026年３月期第１四半期　　△122百万円（－%）　　2025年３月期第１四半期　　△410百万円（－%）
２．調整後EBITDA：営業利益+減価償却費+のれん償却費＋株式報酬費用
３．2025年３月期第１四半期は、調整後EBITDAを算出しておりません。
４．2025年３月期は、決算期変更の経過期間となり15か月間（2024年１月１日～2025年３月31日）を対象とした変則決算となりますので、2025年３月期第１四半期は、2024年１月～３月の連結経営成績を対象としております。このため、比較対象となる期間が異なることから、2026年３月期第１四半期の対前年四半期増減率については記載しておりません。

	１株当たり四半期純利益	潜在株式調整後１株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
2026年３月期第１四半期	△3.98	－
2025年３月期第１四半期	△11.44	－

（２）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年３月期第１四半期	6,401	4,439	69.1
2025年３月期	7,411	4,551	61.2

（参考）自己資本　　2026年３月期第１四半期　　4,423百万円　　2025年３月期　　4,535百万円

２．配当の状況

	年間配当金				
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年３月期	－	0.00	－	0.00	0.00
2026年３月期	－				
2026年３月期（予想）		－	－	－	－

（注）１．直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無
２．当社は定款において第２四半期末日及び期末日を配当基準日と定めておりますが、現時点では当該基準日における配当予想額は未定であります。

３．2026年３月期の連結業績予想（2025年４月１日～2026年３月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		調整後EBITDA		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		１株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	6,000	－	－	－	350	－	－	－	－	－	－

（注）１．直近に公表されている業績予想からの修正の有無：有
詳細は、本日（2025年８月８日）公表の「2026年３月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。
２．調整後EBITDA：営業利益+減価償却費+のれん償却費＋株式報酬費用

※　注記事項

（１）当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更：無

（２）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

（３）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

①　会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　：有
②　①以外の会計方針の変更　：無
③　会計上の見積りの変更　：無
④　修正再表示　：無

（４）発行済株式数（普通株式）

①　期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年３月期１Ｑ	42,715,092株	2025年３月期	42,591,120株
②　期末自己株式数	2026年３月期１Ｑ	911株	2025年３月期	753株
③　期中平均株式数（四半期累計）	2026年３月期１Ｑ	42,612,901株	2025年３月期１Ｑ	32,427,364株

※　添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：無

※　業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に掲載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

○添付資料の目次

１．当四半期決算に関する定性的情報 …… 2
（１）経営成績に関する説明 …… 2
（２）財政状態に関する説明 …… 3
（３）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明 …… 3
２．四半期連結財務諸表及び主な注記 …… 4
（１）四半期連結貸借対照表 …… 4
（２）四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 …… 6
四半期連結損益計算書 …… 6
四半期連結包括利益計算書 …… 7
（３）四半期連結財務諸表に関する注記事項 …… 8
（追加情報） …… 8
（会計方針の変更に関する注記） …… 8
（セグメント情報等） …… 8
（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記） …… 8
（継続企業の前提に関する注記） …… 8
（四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記） …… 9
（重要な後発事象） …… 10
（その他） …… 13

１．当四半期決算に関する定性的情報

（１）経営成績に関する説明

当社グループは決算期変更に伴い、前連結会計年度は15ヶ月の変則決算となっております。このため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

当第１四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が期待される一方で、継続的な物価上昇等に加え、主要先進国による金融政策の転換による不安定な国際情勢を背景とするエネルギー供給網や資源価格に与えるリスクが懸念される等、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属するエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、足下一時的な高騰局面を経てやや安定傾向にあり、一部電力会社においてはユーザー獲得に前向きな動きが見られる状況です。また、2025年２月に閣議決定された第７次エネルギー基本計画においても、中長期的には生成AI技術の普及・拡大やデータセンター・半導体工場の新増設による電力需要の増加が見込まれると言及されております。

このような環境のもと、当社グループでは、2025年６月23日付「事業計画及び成長可能性に関する事項」に記載のとおり、当社事業領域において、エネルギー流通を支えるプラットフォーマーとして、日本のエネルギーコスト・環境コストの低減に資するソリューションを提供することを目指しております。当社プラットフォームにおける顧客への提供価値を高め、介在する電力量の最大化に取り組んでまいります。具体的なソリューションとして、既存の「電力切替支援」、「SaaS・システム開発」に加え、中期経営計画期間（2026年３月期-2028年３月期）において、「新電力向け基幹システム開発」、「電源調達支援」、「分散型リソース提供・制御」の提供を順次予定しております。

これらを踏まえ、既存ソリューションである「電力切替支援」においては、「エネチェンジ」(家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム)及び「エネチェンジBiz」(法人向け電力・ガス切替プラットフォーム)共に、電力会社との連携を強化しております。家庭向けサービスとしてスマートメーター由来の電力データが一定のルール下で開放される中、当該データを活用した「エネチェンジ・マイエネルギー」を提供しております。本サービスを通じ、多様化・複雑化する電気料金プランに対し最適な電力プランを提案することで、継続的な新規顧客獲得及び既存顧客のサポートを強化する方針です。また、新機能として、引越し時の「ガスの開栓受付」を追加し、引越しを起点としたユーザーの獲得強化に取り組んでおります。

「SaaS・システム開発」においては、主に電力ガス事業者向けにクラウド型で提供する、デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing」及び家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR」の継続的な新規機能開発と営業強化に努めております。

また、エネルギー×EV×システム・アプリ開発で高品質のクラウドサービスをワンストップで提供する「エネチェンジクラウドEV」においては、「EV充電エネチェンジ」アプリのノウハウを活用し、カスタマイズしたEV充電アプリの開発を受託しております。加えて、EV充電器情報は、複数の充電事業者、自動車会社、地図情報会社や行政に対し「EVsmart Data API」として提供しております。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間の当社グループの経営成績は、売上高1,546,107千円、営業利益198,900千円、経常損失197,740千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は169,635千円となっております。

なお、営業外費用で持分法による投資損失382,274千円、特別利益で受取保険金23,662千円を計上しております。

また、セグメント別の経営成績につきましては、当第１四半期連結会計期間より、報告セグメントを従来の「エネルギープラットフォーム事業」、「エネルギーデータ事業」及び「EV充電事業」の３区分から、「エネルギー流通プラットフォーム事業」の単一セグメントに変更しております。詳細は、「２．四半期連結財務諸表及び主な注記（３）四半期連結財務諸表に関する注記事項（セグメント情報等）」の「（報告セグメントの変更等に関する事項）」に記載しております。

各ソリューションの経営成績は、次のとおりであります。

① 電力切替支援

「電力切替支援」の売上高は1,064,411千円となりました。家庭向け・法人向け共に切替件数が堅調に推移した結果、家庭ユーザー数は286,460件、法人累計拠点数は16,284件となりました。

② SaaS・システム開発

「SaaS・システム開発」の売上高は368,736千円となりました。デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing」、家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR」等の既存顧客への継続的なサービス提供や新規顧客への導入を進めた結果、顧客数は39社となりました。

（２）財政状態に関する説明

（資産）

当第１四半期連結会計期間末における流動資産は4,825,121千円となり、前連結会計年度末に比べ650,520千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が308,407千円、売掛金及び契約資産が291,079千円減少したことによるものです。

また、当第１四半期連結会計期間末における固定資産は1,576,870千円となり、前連結会計年度末に比べ359,232千円減少いたしました。これは主に投資有価証券が342,951千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は、6,401,991千円となり、前連結会計年度末に比べ1,009,753千円減少いたしました。

（負債）

当第１四半期連結会計期間末における流動負債は1,550,856千円となり、前連結会計年度末に比べ842,590千円減少いたしました。これは主に未払金が322,989千円、短期借入金が100,000千円、１年内返済予定の長期借入金が240,004千円減少したことによるものです。

また、当第１四半期連結会計期間末における固定負債は411,867千円となり、前連結会計年度末に比べ54,748千円減少いたしました。これは主に長期借入金が54,495千円減少したことによるものです。

この結果、負債合計は、1,962,723千円となり、前連結会計年度末に比べ897,339千円減少いたしました。

（純資産）

当第１四半期連結会計期間末における純資産合計は4,439,267千円となり、前連結会計年度末に比べ112,414千円減少いたしました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純損失が169,635千円計上されたことにより減少したことによるものです。

この結果、自己資本比率は69.1％（前連結会計年度末は61.2％）となりました。

（３）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2026年３月期の連結業績予想につきましては、2025年５月15日に発表いたしました業績予想を変更しております。

詳細は、2025年８月８日公表の「2026年３月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

２．四半期連結財務諸表及び主な注記

（１）四半期連結貸借対照表

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当第１四半期連結会計期間 （2025年６月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,263,507	3,955,100
売掛金及び契約資産	944,100	653,020
商品及び製品	385	385
仕掛品	－	10,364
前渡金	298	－
未収入金	65,178	29,300
その他	202,784	180,477
貸倒引当金	△612	△3,526
流動資産合計	5,475,642	4,825,121
固定資産		
有形固定資産	31,892	48,289
無形固定資産		
ソフトウエア	2,396	2,258
のれん	130,204	122,936
無形固定資産合計	132,601	125,195
投資その他の資産		
投資有価証券	1,419,994	1,077,042
長期貸付金	150,260	111,945
差入保証金	133,139	158,347
長期未収入金	127,024	117,859
貸倒引当金	△58,809	△61,809
投資その他の資産合計	1,771,608	1,403,385
固定資産合計	1,936,102	1,576,870
資産合計	7,411,744	6,401,991

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当第１四半期連結会計期間 （2025年６月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	44,386	27,331
短期借入金	200,000	100,000
１年内返済予定の長期借入金	447,988	207,984
未払金	728,481	405,492
未払法人税等	21,022	14,708
契約負債	359,018	243,232
賞与引当金	71,334	80,176
販売促進引当金	117,446	98,622
その他	403,769	373,307
流動負債合計	2,393,447	1,550,856
固定負債		
長期借入金	466,362	411,867
繰延税金負債	253	－
固定負債合計	466,615	411,867
負債合計	2,860,062	1,962,723
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,506,236	1,511,583
資本剰余金	11,551,693	11,557,039
利益剰余金	△8,697,142	△8,866,778
自己株式	△551	△606
株主資本合計	4,360,235	4,201,238
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,719	17,071
為替換算調整勘定	172,863	205,374
その他の包括利益累計額合計	175,583	222,445
新株予約権	15,862	15,584
純資産合計	4,551,681	4,439,267
負債純資産合計	7,411,744	6,401,991

（２）四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

（四半期連結損益計算書）

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年３月31日）	当第１四半期連結累計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年６月30日）
売上高	1,356,630	1,546,107
売上原価	279,814	212,736
売上総利益	1,076,815	1,333,370
販売費及び一般管理費	1,825,404	1,134,469
営業利益又は営業損失（△）	△748,588	198,900
営業外収益		
受取利息	9	999
特典失効益	6	－
補助金受贈益	698,681	－
その他	50	232
営業外収益合計	698,747	1,231
営業外費用		
支払利息	50,612	6,241
為替差損	1,833	1,279
租税公課	14,004	－
持分法による投資損失	7,596	382,274
その他	10,138	8,077
営業外費用合計	84,184	397,873
経常損失（△）	△134,026	△197,740
特別利益		
受取保険金	－	23,662
その他	－	5,856
特別利益合計	－	29,518
特別損失		
減損損失	236,120	－
特別損失合計	236,120	－
税金等調整前四半期純損失（△）	△370,146	△168,222
法人税、住民税及び事業税	950	1,420
法人税等調整額	24	△7
法人税等合計	975	1,412
四半期純損失（△）	△371,122	△169,635
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△100	－
親会社株主に帰属する四半期純損失（△）	△371,022	△169,635

（四半期連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年３月31日）	当第１四半期連結累計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年６月30日）
四半期純損失（△）	△371,122	△169,635
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4,174	10,723
為替換算調整勘定	7,458	1,765
持分法適用会社に対する持分相当額	△42,577	34,373
その他の包括利益合計	△39,293	46,862
四半期包括利益	△410,416	△122,773
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	△410,316	△122,773
非支配株主に係る四半期包括利益	△100	－

（３）四半期連結財務諸表に関する注記事項

（追加情報）

（信託型ストックオプションに対する課税）

国税庁は、2023年５月30日に「ストックオプションに対する課税（Ｑ＆Ａ）」を公表し、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、 役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得として源泉所得税を徴収して、納付する必要があるとの見解を示しました。前連結会計年度において、源泉所得税の要納付額を納税しましたが、未収の債権につきましては、「流動資産」の「未収入金」に26,916千円、「固定資産」の「長期未収入金」に117,859千円計上しております。また、権利行使者ごとに一定の仮定のもとに返済可能額を算定し、回収不能見込額について貸倒引当金を固定資産に60,469千円計上しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当第１四半期連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による四半期連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当第１四半期連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、該当する事象はなく、当該会計方針の変更による前年四半期の四半期連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ前第１四半期連結累計期間（自　2024年１月１日　至　2024年３月31日）

「Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（報告セグメントの変更等に関する事項）」に記載のとおりであります。

Ⅱ当第１四半期連結累計期間（自　2025年４月１日　至　2025年６月30日）

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントの変更等に関する事項）

当社グループは、従来「エネルギープラットフォーム事業」「エネルギーデータ事業」「EV充電事業」の３事業を報告セグメントとしておりましたが、当第１四半期連結累計期間より「エネルギー流通プラットフォーム事業」の単一セグメントに変更しております。

これは、前連結会計年度において、中部電力ミライズ株式会社との合弁会社として設立したミライズエネチェンジ株式会社に対し、連結子会社であったENECHANGE EV ラボ株式会社、EV充電インフラ１号合同会社、EV充電インフラ２号合同会社を売却したため、また、2025年６月23日付「事業計画及び成長可能性に関する事項」を踏まえ、事業展開、経営管理体制の効率化の観点から事業セグメントについて改めて検討した結果、事業セグメントは「エネルギー流通プラットフォーム事業」の単一セグメントが適切であると判断したことによるものであります。

この変更により、前第１四半期連結累計期間及び当第１四半期連結累計期間のセグメント記載を省略しております。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　2024年１月１日 至　2024年３月31日）	当第１四半期連結累計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年６月30日）
減価償却費	17,240千円	4,847千円
のれん償却額	38,349千円	7,267千円

（重要な後発事象）

（新株予約権（有償ストック・オプション）の発行）

当社は、2025年６月23日及び６月30日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の代表取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2025年７月８日に発行いたしました。

当該新株予約権の内容は以下の通りであります。

割当日	2025年７月８日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社代表取締役　１名 当社執行役員を含む使用人　５名 当社従業員　７名
新株予約権の数（個）　※	21,300　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　2,130,000　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	355　（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2028年７月１日 至　2035年７月７日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格：500 資本組入額：250 （注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。　（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

（１）本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

（２）付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

（３）本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

（１）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

（２）行使価額は、355円とする。

（３）本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（４）本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（５）上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

（６）その他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

３．資本金および資本準備金に関する事項

（１）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（２）本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、（注）３．（１）記載の資本金等増加限度額から上記３．（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2028年３月期又は2029年３月期のいずれかの事業年度において、当社の有価証券報告書記載の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高及び調整後 EBITDA が、下記(a)から(e)の各号いずれかの水準を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが10億円以上の場合： 行使可能割合20%
(b)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが12.5億円以上の場合： 行使可能割合40%
(c)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが15億円以上の場合： 行使可能割合60%
(d)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが17.5億円以上の場合： 行使可能割合80%
(e)売上高が83億円以上、かつ、調整後EBITDAが20億円以上の場合： 行使可能割合100%

なお、当該調整後EBITDA の額は、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益に、償却費及び株式報酬費用を加算した額とする。 また、上記における売上高及び調整後EBITDA の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（２）新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項において規定される関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、執行役員、監査役、業務委託者又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（３）新株予約権者が死亡した場合、上記②にかかわらず、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の１名（以下、「承継者」という。）が、新株予約権者が死亡した日から６か月を経過する日までの期間に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、承継者が死亡した場合、承継者の相続人は本新株予約権を相続することができない。

（４） 次の各号に掲げる事項（以下、「組織再編事由」という。）が当社の株主総会（但し、第(b)号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第(f)号においては、当社の取締役会とする。）で承認された場合、当該承認の日から30日間に限り、当該承認の日において上記①乃至③の条件をすべてを満たす新株予約権の全数を行使することができる。 (a)当社が消滅会社となる合併契約 (b)当社が分割会社となる分割契約又は分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。） (c)当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転

計画又は株式交付計画（d)株式の併合（当該株式の併合によりその時点において存続する当社の新株予約権の目的とする当社株式が１株に満たない端数のみとなる場合に限る。）（e)当社の普通株式に会社法第108条第１項第７号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得（f)当社の普通株式及び（その時点において当社の新株予約権が存続する場合）新株予約権を対象とする株式等売渡請求（会社法第179条の３第１項に定める株式等売渡請求を意味する。）

（５） 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（６） 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．新株予約権の取得条項

（１）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（２）新株予約権者が権利行使をする前に、上記４.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

６.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記３に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記４に準じて決定する。

⑨ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する

（その他）

（Terra Charge株式会社からの訴訟）

2024年12月13日に提出した臨時報告書に記載のとおり、当社は、Terra Charge株式会社（以下「Terra社」といいます。）から、①当社ウェブサイト上で公表している2024年２月開催の個人投資家様向け決算説明会質疑応答における、当社元代表取締役CEO城口洋平氏の発言が不法行為及び不正競争行為に該当する、②Terra社と同社取引先との間の投資契約又は融資契約に関して、投資金又は融資金の引き揚げを目的として当社が不当な妨害工作を行っており、不法行為に該当するなどとして、損害賠償請求金額510,000千円及びこれに対する遅延損害金の支払請求が提起されました。管轄裁判所において既に複数回の期日が開催されておりますが、当社といたしましては、Terra社の主張にはいずれも理由がないものとして、引き続き当社の正当性を主張・立証していく所存です。

（元従業員からの訴訟）

2025年２月12日に提出した「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は元役職員より2024年12月27日付で、東京地方裁判所に訴訟を提起され2025年２月10日に訴状の送達を受けました。信託型ストックオプションに対する課税に関して、国税庁が2023年５月30日に公表した「ストックオプションに対する課税(Q&A)」に基づき、「信託型ストックオプション」は、会社側が付与した権利を役職員等が行使して株式を取得した場合、その経済的利益が実質的な給与にみなされることから、役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益については給与所得となり、当該所得については会社側にて源泉所得税を徴収する必要があることから、当社元従業員との間で、源泉所得税の求償について協議を実施してまいりましたが、今般、当該元従業員が、当社の求償行使権は認められず、また、当社が源泉徴収税額を入念に計算する義務に違反したと主張して、18,007千円の債務不存在確認の請求及び損害賠償金177千円の支払を求めて本件訴訟を提起したものです。管轄裁判所において既に複数回の期日が開催されており、また、当社は、2025年５月16日付で当該役職員に対する求償債権に係る求償金請求反訴を提起いたしました。当社といたしましては、引き続き当社の正当性を主張・立証していく所存です。なお、当該役職員に対する求償債権についてはその全額につき貸倒引当金を計上済みです。